

建設工事、測量等業務の
入札参加資格登録をされている皆様へ

建設工事等の入札における消費税率について（お知らせ）

消費税法の一部を改正する等の法律により、平成31年（2019年）10月1日から消費税及び地方消費税（以下「消費税等」という。）の税率が引上げられます。

これに伴い、建設工事及び測量等業務の入札に係る消費税率については、下記のとおり取り扱うこととします。

記

1 平成31年6月1日以降に公告し、引渡し日が平成31年10月1日以降となる案件

- ・ 京都府の予定価格等は、**改正後税率（10%）**で算出します。
- ・ 入札に参加される場合は、**契約希望金額を改正後税率（10%）**で見積もってください。
⇒入札書には従来どおり税抜き金額を記載してください。
- ・ ただし、平成31年9月30日までの前金払・中間前金払・部分払等は、税率を8%として計算します。（残2%相当分は完成時払となります。）

2 平成31年5月31日までに公告し、引渡し日が平成31年10月1日以降となる案件^{※1}

- ・ 京都府の予定価格等は、**現行の税率（8%）**で算出します。
- ・ 入札に参加される場合は、**契約希望金額を現行税率（8%）**で見積もってください。
⇒入札書には従来どおり税抜き金額を記載してください。
- ・ 当初契約は現行税率（8%）で締結し、税率の引上げまでに**変更契約により改正税率（10%）**に対応します。

※1 平成31年4月1日以降に契約する案件

3 引渡し日が平成31年9月30日以前となる案件

- ・ 京都府の予定価格等は、**現行の税率（8%）**で算出します。
- ・ 入札に参加される場合は、**契約希望金額を現行税率（8%）**で見積もってください。
⇒入札書には従来どおり税抜き金額を記載してください。
- ・ 契約は現行税率（8%）で締結します。

消費税法改正に係る工事請負に関する経過措置概要図

